

6. 不利益の調査

- (1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しているか
- (2) 精密検査による偶発症を把握しているか
- (2-a) 治療が必要な中等度以上の出血例を把握しているか
- (2-b) その他の重要な偶発症(感染症等)を把握しているか

×	●
○	●
○	●
○	●

7. 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営(令和3年度の実施体制について)

- (1) 乳がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等子宮頸がん検診に係わる専門家によって構成されているか
- (2) 乳がん部会は、市町村が策定した検診実施計画/検診体制等について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診実施機関、精密検査機関等と調整を行っているか
- (3) 年に1回以上、定期的に乳がん部会を開催しているか
- (4) 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診等従事者講習会を開催しているか

○	●
○	●
○	●
○	●

8. 事業評価に関する検討(令和3年度実施分)

- (1) チェックリストに基づく検討を実施しているか
- (1-a) 個々の市町村のチェックリストについて把握・検討しているか
- (1-b) 個々の検診実施機関のチェックリストについて把握・検討しているか
- (2) 要精検率等のプロセス指標(令和元年度検診分)に基づく検討を実施しているか
- (2-a) プロセス指標(令和元年度検診分)について、全国数値との比較や、各市町村間、検診実施機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しているか
- (2-b) プロセス指標(令和元年度検診分)において問題が認められた市町村から、聞き取り調査等を実施しているか
- (2-c) プロセス指標(令和元年度検診分)において問題が認められた検診実施機関から、聞き取り調査等を実施しているか
- (3) チェックリストやプロセス指標において問題が認められた検診実施機関に対して、実地による調査・指導等を実施しているか
- (4) 実地調査等により不適正な検診実施機関が認められた場合には、市町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しているか

集団 個別		
○	○	●
○	○	●
○	○	●
○	○	●
○	○	●
○	○	●
○	○	●
○	×	●
×	×	●
×	×	●

9. 事業評価の結果に基づく指導・助言(令和3年度実施分)

- (1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しているか
- (1-a) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市町村や検診実施機関に配布しているか
- (1-b) 事業評価の結果について、市町村や検診実施機関に対する説明会を開催しているか
- (2) 事業評価の結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して個別の指導・助言を実施しているか

集団 個別		
○	○	●
○	○	●
○	○	●
○	○	●

10. 事業評価の結果の公表(令和3年度実施分)

- (1) 事業評価の結果を、個別の市町村や検診機関の状況も含めてホームページで公表しているか
- (1-a) ホームページでは、がん部会で検討した内容を公表したか
- (2) 公表内容に以下の項目は含まれるか
- (2-a) 市町村チェックリスト遵守状況
- (2-b) 検診機関チェックリスト遵守状況
- (2-c) 市町村のプロセス指標値
- (2-d) 検診機関のプロセス指標値
- (2-e) 県が設定した評価基準以下の市町村に対する改善指導内容
- (2-f) 県が設定した評価基準以下の検診機関に対する改善指導内容
- (2-g) 精検受診率が国の許容値以下(70%未満)の市町村に対する改善指導内容
- (2-h) 精検受診率が国の許容値以下(70%未満)の検診機関に対する改善指導内容
- (2-i) 県チェックリストの遵守状況

集団 個別		
○	○	●
○	○	●
○	○	●
○	×	●
○	○	●
○	×	●
○	○	●
○	×	●
○	○	●
○	×	●
○	○	●

集団 個別	
54	48
/64	/64
B	B

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別
 注2) 未把握は、精検受診の有無が分からないもの。および(精検受診したとしても)精検結果が正確に分からないもの全て。
 注3) 臨床病期 I 期までのがん